

**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準**  
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ  ※重症急性呼吸器症候群は病原体が SARS コロナウイルス であるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体が MERS コロナウイルスで あるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点で H5N1 及び H7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼 児にあつては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま で
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフ ス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を 要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

※ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は上記の第一種感染症に相当する。

これらの感染症により欠席する場合は必ず学校へ連絡をしてください。医師の指示等により再登校した際は、「学校感染症による欠席届」を保護者の方がご記入の上、担任へご提出ください。（病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合もあります。）「学校感染症による欠席届」は、登校後担任から受け取るか、本校ホームページよりプリントアウトしてご使用ください。